

平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	市民憲章推進事業						担当部	市民産業部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	生活交流課							
	事業期間	平成12年度以前			～	平成24年度		担当係	生活相談係							
	総合計画 分野別計画	主目的	1 市民生活		3 市民協働		1 市民協働によるまちづくり意識を高める									
		副目的														
	予算区分	款	2		項	7		目	1		大	20		中	1	
	根拠法令・個別計画	小牧市民憲章、小牧市民憲章推進協議会会則														
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)	直接実施・ 運営	41 %			委託	0 %			助成	59 %					
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)	市民一人ひとりの力によって住みよいまちづくりができるよう、多くの市民に市民憲章が心の道標として根付くようにしていく。														
	内容 (手段)	<p>市民憲章を啓発し、市民憲章の精神に基づいて活動する団体等への啓発を行う。</p> <p>【主な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民憲章幕、市民憲章額等の掲示及び貸出・市民憲章推進団体への協賛。 啓発重点行政区において開催される行事で啓発活動を行ってもらう。 広報等での啓発。 <p>それぞれの事業に対する計画・立案、出納関係事務、各種団体への協賛手続き等を行っている。</p> <p>【小牧市民憲章】</p> <p>わたくしたち小牧市民は、小牧を</p> <ol style="list-style-type: none"> 健康で生きがいのある 明るいまちにしましょう 感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう 緑とやすらぎのある 美しいまちにしましょう 高い文化と教養のある 豊かなまちにしましょう 希望と働く喜びのある 活気あふれるまちにしましょう <p>【23年度直接経費の主な内訳】</p> <p>市民憲章推進活動費補助金 (1,487千円) 全国市民憲章運動連絡協議会負担金 (20千円)</p> <p>今までの市民憲章推進事業により、市民憲章が市民に認識され周知されたため、啓発品配布による啓発は24年度をもって終了する。そのため、25年度までの重点啓発地区の計画を前倒し、24年度で終了させる。</p>														
受益者負担	無															

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	1,820	1,520	1,507	1,000	
		正職員	従事者数	人	0.30	0.20	0.20	0.20
			人件費	千円	1,595	1,063	1,063	1,063
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計	千円	3,415	2,583	2,570	2,063	
	対前年比	%		75.6	99.4	80.2		
財源	一般財源	千円	3,415	2,583	2,570	2,063		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	市のイベントに参加して実施した啓発活動数	事業	目標		3	3	3
実績				3	3	3	
各区において実施された啓発事業数	事業	目標		22	22	22	30
		実績		9	14	8	
市民団体等が実施するイベントに協賛した数	事業	目標		5	5	5	5
		実績		4	4	4	
績	成果指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	啓発品の配布	個	目標		5,000	5,000	5,000
実績				3,634	4,266	5,260	
			目標				
			実績				

事業の自己評価	事業の達成状況	各種啓発活動を通じて、小中学生の若年層も含め、広く市民に啓発することができた。 一方、23年度重点啓発地区22区に啓発活動を依頼したが、予定数の実施を行うことができなかった。
	事業実施における課題等	平成23年度外部評価の今後の取組方針において、「本事業は平成24年度末をもって廃止する。」となっており、平成24年度までで終了とする。 23年度重点啓発地区へは区長を通じて啓発の依頼を行うが、区の行事等でなかなか実施していただけなかったため、啓発の依頼の仕方等を検討する必要がある。
	事業を縮小・廃止したときの影響	これまでの長年にわたる活動により、一定の成果は挙げられていると判断するが、若年層への啓発は引き続き行う必要がある。 なお、廃止に伴い、今後は、市内にある市民憲章の石碑、額に破損が生じた場合の修繕対応(ex. 一般事務事業の中で対応)等を検討する必要がある。
今後の事業の方向性	方向性の判定	平成24年度終了予定
	判定理由	今までの市民憲章推進事業により、市民憲章が市民に認識され周知されたため、啓発品配布による啓発は24年度をもって終了する。そのため、25年度までの重点啓発地区の計画を前倒し、24年度で終了させる。 若年層への啓発は必要なことから、今後も小中学生のみ啓発品を配布し啓発を行っていく。
	改善案等	平成23年度外部評価の今後の取組方針において、「本事業は平成24年度末をもって廃止する。」、「市民憲章自体は、今後も各種団体・行事における唱和をお願いするとともに、市発行の広報誌等を活用し継続的に市民に周知、啓発を図っていくこととする。」となっている。 25年度以降は、各種行事・会議等で市民憲章の唱和をお願いしていくとともに、広報、封筒等に市民憲章を印刷するなどの方法で、今後も市民憲章を啓発していく。

二次評価	方向性の判定	判定理由
	平成24年度終了予定	一次評価のとおり。平成24年度をもって事業を終了する。